

竹島問題を考える－「紛争の解決に関する交換公文」について－

藤井賢二

「紛争の解決に関する交換公文」

1965年に日韓両国が国交を正常化させた時の日韓条約は、日韓基本関係条約と4協定（漁業・請求権および経済協力・在日韓国人の法的地位・文化財および文化協力）および「紛争の解決に関する交換公文」からなる。これらのうち漁業協定は1999年に新協定に変わっているが、日韓条約は現在の日韓両国関係の基本をなす重要なものである。

「紛争の解決に関する交換公文」（以下「交換公文」と略記）は、14年の長きにわたる日韓会談（日韓国交正常化交渉）では竹島問題を解決できなかった日本が、問題解決の目途だけは付けようと、韓国を説得して作成された。「両国政府は、別段の合意がある場合を除くほか、両国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかった場合は、両国政府が合意する手続に従い、調停によって解決を図るものとする。」がその文言である。

交換公文作成のための討議は、日韓条約が署名された6月22日の前の数日間で行われた。討議初日の6月17日の日本側案には、「紛争」は「竹島に対する主権に関する紛争」を含むという文言があった。韓国は「竹島を特記すること」に反対し、その後の日本側案および成案ではこの文言はなくなった。国交正常化を優先する日本は、日韓会談反対運動への対応に苦心する韓国政府に配慮したのである。

韓国の主張

2014年3月に刊行された島根県竹島問題研究会編『竹島問題100問100答』に対して、2016年10月に韓国の慶尚北道独島史料研究会は二度目の批判文を発表した（慶尚北道のHPへの掲載は翌2017年3月）。『竹島問題100問100答 批判2－竹島問題研究会3期最終報告書附録に対する反論－』である。

(<http://www.dokdo.go.kr/pages/s02/page.html?mc=7873&no=Mg==&mode>)

その中で、キムビョンリョク金柄烈氏は交換公文について次のように主張した（「独島問題は韓日基本関係諸条約及び協定で終わった問題だ」）。

「一般的に、条約文は書かれているとおりに解釈することが原則だ。そして条約の中に明らかに含まれないものはその条約で規定した権利と義務の適用を受けないのが原則だ。したがって、日本側が初めは紛争の中に独島問題を含ませて後でこれを撤回したことは、これに関連する他の合意覚書や了解覚書がない場合、独島問題を放棄したと解釈することが客観的だ。したがって「紛争解決に関する交換公文書」で規定した「紛争」の中に独島は含まれないと解釈しなければならず、これによって1965年の基本関係諸条約及び協定によって独島問題は既に終わったと見るのが正しい解釈なのである。」

「紛争」に竹島問題は含まれる

この主張は誤りである。日本側案から竹島問題についての文言がなくなった後も、「両国間の紛争」には竹島問題が含まれることを前提として日韓両国は討議し、その結果、交換公文は作成されたからである。

日韓条約の署名式は6月22日午後5時から行われた。その日の午前に行われた椎名悦三郎・李東元イ・ドンウォンの日韓外相会談で、韓国は「両国間の紛争」を「両国間に生じる紛争」とするよう求めた。「紛争」を将来の紛争のことに限り、それまで日本が韓国に幾度となく抗議してきた竹島問題を除くという意味にしようとしたのである。日本は難色を示し、結論は出なかった。

署名式の直前、午後4時からの佐藤栄作総理と李東元外務部長官との会談でも、李長官は「生ずる」を入れてほしいと懇請した。これに対して佐藤総理は、「いままでの日本側の案ですら自分の予想をこえた譲歩であるので、自分としては不満であるが、大局的見地からこれを承認することにした実情なので、これ以上の譲歩は不可能である」と、この要求を拒否した。「日本案はギリギリの線である」と述べて強く受け入れを迫る佐藤首相に対して、李長官は「それでは仕方ない」と要求を撤回した。

以上の経緯からわかるように、韓国は、竹島問題の語句がなくても「両国間の紛争」には竹島問題が含まれると認識していた。だからこそ、「両国間に生じる紛争」に変えようとし、そして、韓国が要求を撤回したことで交換公文の「両国間の紛争」は竹島問題を含むことがさらに明確になった。

交換公文の意味するもの

交換公文は竹島問題解決のために作成されたのであり、「両国間の紛争」には竹島問題を含まないという他の合意がない限り、「両国間の紛争」が竹島問題を含むことは明らかである。そもそも、国家間に紛争があるかないかは、客観的に判断されるべきものであり、当事国の一方が「存在しない」と言えば紛争がなくなるわけではない。

「日韓条約で竹島問題は棚上げされた」というよく耳にする言い方は、韓国が竹島を不法占拠した状態のまま解決をいつとも知れぬ後世に託したという意味ではない。2012年に李明博イ・ミョンバク韓国大統領が竹島に上陸した時、日本は竹島問題について国際司法裁判所に合意付託することおよび交換公文に基づく調停を行うことを韓国に求めた。「紛争の解決に関する交換公文」によって、日韓両国には竹島問題解決の義務があるのである。

(2018年4月22日付『山陰中央新報』「談論風発」欄の同題の文章に加筆したものである。)